

## ○東京海洋大学海洋工学部における既修得単位に関する取扱要領

(趣旨)

第1 東京海洋大学則第36条の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(単位を認定する学修)

第2 海洋工学部における授業科目の履修とみなして単位を認定する学修は、学生が入学(再入学を含む。)する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)とする。

(単位の認定手続)

第3 単位の認定を申請する学生は、別紙様式による既修得単位等認定願に成績証明書及びシラバスの写しを添えて、越中島地区事務室教務係に提出するものとする。なお、申請は、第1年次(再入学した学生にあつては、再入学した年次及び学期とする。)に行うものし、提出の期日は履修登録期間の前日までとする。

(認定単位の限度)

第4 既修得単位の認定は、編入学及び再入学の場合を除き、学則第34条及び学則第35条により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第5 単位の認定は当該授業担当教員(非常勤講師にあつては、学科等が指定する教員とする。)が行うものとし、成績の評価は海洋工学部履修規則第16条の規定にかかわらず「認」をもって表すものとする。

第6 既修得単位の認定の結果は、本人に通知する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成22年海洋大規第42号)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。